

ワーケーション展開費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーション展開費用助成金（以下、「助成金」という。）の交付について、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、市外の企業・団体（以下、「企業等」という。）や企業等に勤める国内在住の役員・社員（職員）又はフリーランス・個人事業主（以下「社員等」という。）が、将来的な移住・二拠点居住、サテライトオフィス進出、ローカルベンチャー、空店舗のコミュニティ創出、研修・合宿型などのワーケーション事業実施に必要な経費の一部を助成し、市内消費の促進及び関係人口の創出と副次効果を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 非日常の土地で仕事を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク&ライフスタイルを実施することをいう。
- (2) 企業等 法人の本店所在地が市外の企業又は団体をいう。
- (3) 社員等 日本国内（富良野市除く）に住所を有し、居住実態がある者をいう。
- (4) 代理店 企業等から業務代行を受けた旅行会社をいう。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、以下の第1号から第4号までの要件を全て満たす企業等、社員等及び代理店とする。

- (1) 社員等が所属する法人においては既に1年以上の事業活動実績があること。
- (2) 国・都道府県その他の公的機関から助成金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- (4) 富良野市暴力団排除条例（平成26年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

(助成金の交付)

第5条 市長は、助成対象者に対して、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、助成対象者が第2条の目的に掲げる事業を行うために支出した

旅費、家賃（宿泊費）及びレンタカー利用料とし、助成対象経費は事業ごとに決定することとする。

（助成対象事業）

第7条 助成の対象となる事業（以下、「事業」という。）は以下に掲げる事業とし、助成内容、助成金額、助成対象者及び助成要件はそれぞれ別表のとおりとする。

- （1）子育て向けワーケーション・移住体験支援事業
- （2）転職なき移住者向けワーケーション・移住体験支援事業
- （3）アグリケーション体験支援事業
- （4）サテライトオフィス進出・コミュニティスペース創出ビジネス検討支援事業
- （5）人材育成・チーム合宿ワーケーション実施支援事業
- （6）ワーケーション実施支援事業

（事業実施の事前申込等）

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「申込者」という。）は、担当職員のオンラインによる説明を受けた上で、事業の実施予定日の2週間前までにワーケーション展開申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書が提出された場合において、申込者と実施内容について協議を行い、当該内容について合意に至ったときは、申込者に対し、ワーケーション展開受入決定通知書（様式第2号。以下、「受入決定通知」という。）により通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第9条 前条の決定を受けた申込者は、受入決定通知に基づき事業を実施し、助成対象経費が確定したときには、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）ワーケーション展開費用助成金交付申請書（様式第3号(1)）
- （2）ワーケーション消費（支出）額算出表（様式第3号(2)）
- （3）ワーケーション体験記（様式第3号(3)）
- （4）ワーケーション展開費用助成金実績報告書（様式第4号）
- （5）助成の対象となる経費を証する書類
- （6）その他市長が必要とする書類

（助成金の交付決定）

第10条 市長は、前条の書類が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、当該申込者に対し、ワーケーション展開費用助成金交付決定通知書（様式第5号。以下、「交付決定通知」という。）により助成金の交付額を通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 前条の規定により交付決定通知を受けた申込者は、当該助成金の交付を受けようとするときは、ワーケーション展開費用助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、当該申込者に対し、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、第 9 条に規定する助成金の交付決定が虚偽の申請若しくは報告又は不正行為によりなされたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、当該申込者に対し、ワーケーション展開費用助成金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により通知する。

(助成金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該申込者に対し、期間を定め、ワーケーション展開費用助成金返還命令書（様式第 8 号）により返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 7 条関係）

| 助成対象事業 | 助成内容 | 助成金額 | 助成対象者 | 助成要件 |
|---------------------------|---|--|-------|---|
| (1) 子育て向けワーケーション・移住体験支援事業 | 将来的に地方移住や二拠点居住等を考える子育て世代の家族が、富良野市内の賃貸住宅（宿泊施設）に 2 週間（13 泊）以上～1 か月（30 泊）以内で滞在した場合の家賃（宿泊費）、レンタカー代の一部を助成する。 | 家賃（宿泊費）は、10 万円を上限に 2 / 3 以内とする。 レンタカー代は、5 万円を上限に 1 / 2 以内とする。 ※家族、同伴者の帯同に伴う経費は助成対象外とする。 ※家賃には、光熱水費、美装費、布団代（レンタル）を含む。 ※宿泊費は、素泊まり料金を助成対象経費とする。 ※算定した額の合計額に百円未 | 社員等 | ・助成対象期間中の賃貸住宅、宿泊施設の変更は原則認めない。 ・レンタカーを利用する際には、富良野市内または旭川空港、新千歳空港の営業所で借りる場合に限ることとし、助成を受ける期間内であること。また、免責補償等の保険料は利用料に含むが、オプション、装備品（チャイルドシートを除く）や出発店舗と異なる店舗に返却できる片道利用（乗り捨て）の加算分は含まないこととする。 ・同一家族等が同一の年 |

| | | | | |
|-------------------------------|---|--|-----|--|
| | | 満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 | | <p>度内に体験できるのは1回までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、移住を見据えた子育て、生活環境等の説明、市内視察に参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市の魅力を拡散すること。 <p>体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。 |
| (2) 転職なき移住者向けワークショップ・移住体験支援事業 | 将来的に地方へ転職なき移住や二拠点居住等を考える社員等が、富良野市内の賃貸住宅（宿泊施設）に2週間（13泊）以上～1か月（30泊）以内で滞在した場合の家賃（宿泊費）、レンタカー代の一 | <p>家賃（宿泊費）は、10万円を上限に2/3以内とする。レンタカー代は、5万円を上限に1/2以内とする。</p> <p>※家族、同伴者の帯同に伴う経費は助成対象外とする。</p> <p>※家賃には、光熱</p> | 社員等 | <ul style="list-style-type: none"> ・社員等の対象年齢は若年層（20代～40代）とする。 ・助成対象期間中の賃貸住宅、宿泊施設の変更は原則認めない。 ・レンタカーを利用する際には、富良野市内または旭川空港、新千歳空港の営業所で借りる場合に限ることとし、助成を受ける期間 |

| | | | | |
|----------------|----------------|---|-----|---|
| | 部を助成する。 | <p>水費、美装費、布団代（レンタル）を含む。</p> <p>※宿泊費は、素泊まり料金を助成対象経費とする。</p> <p>※算定した額の合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨て額とする。</p> | | <p>内であること。また、免責補償等の保険料は利用料に含むが、オプション、装備品（チャイルドシートを除く）や出発店舗と異なる店舗に返却できる片道利用（乗り捨て）の加算分は含まないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一社員が同一の年度内に体験できるのは1回までとする。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、移住を見据えた生活環境等の説明、市内視察に参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市の魅力を拡散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。 ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。 |
| (3) アグリケーション体験 | 市内で農作業体験として従事し | 定植、収穫時期に1日あたり4時 | 社員等 | <ul style="list-style-type: none"> ・体験者の年齢は原則45歳未満とする。 |

| | | | | |
|--|---|---|--------|---|
| 支援事業 | ながら、自らの仕事も行う「半農半X」のワーケーションを実施した場合、旅費の一部を定額助成する。 | 間（午前中）の農作業を7日間体験した場合、3万5千円とする。ただし、怪我や病気等やむを得ない事由により体験できなくなった場合に限り、農作業体験した日数分の旅費（1日あたり5千円）を支給する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・富良野市農業担い手育成機構が定める定植、収穫等のスケジュールや農業者の指導、ルールに従い、農作業体験を実施すること。 ※傷害保険は体験者が必要に応じて加入（任意）すること。 ・同一体験者が同一の年度内に実施できるのは定植と収穫の2回までとする。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市の魅力を拡散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。 ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。 |
| (4) サテライトオフィス進出・コミュニティスペース創出ビジネス検討支援事業 | 地方へサテライトオフィス進出を考える企業等やワーケーション等で訪れる市外の人と市民が | 富良野市内の宿泊施設で2泊以上滞在した場合、1名あたり道外3万円、道内2万円とし、上限を2 | 企業等社員等 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一企業等、同一社員等が同一の年度内に助成金を利用できるのは1回までとする。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施する |

| | | | | |
|-----------------------------------|---|--|---------------|---|
| | <p>融合するコミュニティスペース（＝コワーキングスペース）を有したゲストハウス等の開業を目指す社員等が、富良野市内の宿泊施設に滞在し、市内商工団体・商店街組合等と連携し、空家・空店舗のリサーチ等に要した旅費の一部を定額助成する。</p> | <p>名分までとする。 ※家族、同伴者の帯同に伴う経費は助成対象外とする。</p> | | <p>ゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市の魅力を拡散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。 ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。 |
| <p>（５）人材育成・チーム合宿ワーケーション実施支援事業</p> | <p>企業等が社員（職員）の人材育成やチームビルディングなどを目的としたワーケーションを実施する際に要した旅費の一部を定額助成する。</p> | <p>富良野市内の宿泊施設で5名以上が3泊以上滞在した場合、1名あたり道外3万円、道内2万円とし、上限を10名分までとする。 ※家族、同伴者の帯同に伴う経費は助成対象外とする。</p> | <p>企業等代理店</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・同一企業等が同一の年度内に助成金を利用できるのは原則1回までとする。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市の魅力を拡散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。 |

| | | | | |
|-------------------|---|--|-----|---|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。 |
| (6) ワークেশョン実施支援事業 | <p>企業等の社員等がワークেশョンを実施する際に要した旅費の一部を定額助成する。</p> | <p>富良野市内の宿泊施設で3泊以上滞在した場合、1名あたり道外2万円、道内1万2千円とする。なお、7月から9月及びゴールデンウィークは助成対象外期間とする。</p> <p>※家族、同伴者の帯同に伴う経費は助成対象外とする。</p> | 社員等 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一実施者が同一の年度内に助成金を利用できるのは2回までとする。 ・助成対象期間中、市内事業者等が実施するゼロカーボン推進を目的とした体験プログラムに参加すること。 ・助成対象期間中、消費（支出）額を積算、算出すること。 ・助成対象期間中の様子をSNSで紹介し、本市の魅力を拡散すること。体験終了後、市に体験記及び関連画像を提出すると共に、SNSによる情報拡散に努めること。 ・助成対象期間中、本市の関係者などと1回以上の情報交換会または交流会に参加すること。 |

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。